

## 香川県外国人材受入環境整備支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 香川県外国人材受入環境整備支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱で定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、県内の中小企業等が、外国人材の受入環境の充実のために行う事業に要する経費を予算の範囲内において補助することにより、県内における外国人材の受入れ、定着及び活躍を促進することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において「中小企業等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又はこれに準ずる事業者であつて県内に事業所を有する者をいう。

### (補助金の交付)

第4条 この補助金を交付する事業の内容等は次の表のとおりとする。

項目	内容
1 事業内容	外国人材の受入環境の充実のために行う事業
2 補助対象者	中小企業等
3 補助条件	(1) 以下のいずれかの在留資格の外国人材を、県内の事業所で雇用をしている、又は雇用を開始する具体的な計画があること。 技能実習 特定技能 技術・人文知識・国際業務 高度専門職 経営・管理 法律・会計業務 医療 研究 企業内転勤 介護 技能 特定活動（別表1に定める活動に従事する者に限る） 永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者 (2) 外国人材に事業経費の負担が発生しないこと。 (3) 過去5年間に重大な法令違反がないこと。 (4) 労働関係法令、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）及び外国人技能実習法（外国人技能実習生を雇用している場合）を遵守していること。 (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者ではないこと。 (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む事業者でないこと。 (7) 香川県税に滞納がないこと。
4 補助対象経費	補助対象経費は、項目1の事業内容を実施するために必要となる別表2に掲げる経費とする。
5 補助対象期間	交付決定日から交付決定年度の2月末日まで
6 補助率	1/3以内
7 補助金額	10万円を上限とし、知事が予算の範囲内において必要と認めた額 ※算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
8 その他	補助金の交付の目的に従って、必要な調整を行う。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、知事が別に定める期日までに、補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類等を添えて、提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式1-1)
- (2) 収支予算書(様式1-2)
- (3) 誓約書(様式第2号)
- (4) 見積書の写しその他補助対象経費の積算の根拠となる資料
- (5) 申請者証明書類
  - ア 申請者が法人の場合  
登記事項証明書(履歴事項証明)(発行後3か月以内であること。写しの場合、代表者が記名押印の上、原本と相違ないことを証明すること。)
  - イ 申請者が個人事業主の場合  
住民票の写し(発行後3か月以内であること。)
- (6) 香川県県税事務所長が交付する納税証明書又はその写し
- (7) その他参考となる資料

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付決定を行い、その内容を申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第7条 前条の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときには、その交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業に要する経費区分における配分を変更する場合。ただし、補助対象事業に要する経費区分の各区分間で、そのいずれか低い額の20パーセント以内の変更をする場合は除く。
  - (2) 補助対象事業の内容を変更する場合。ただし、事業の目的及び効果に影響を及ぼさない範囲で細部の変更をする場合は除く。
- 2 知事は、前項の承認をする場合は、その内容を申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の承認をする場合において、必要に応じ、条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合は、その内容を申請者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第9条の規定による承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は事業実施年度の3月10日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類等を添えて提出するものとする。

- (1) 事業実績報告書(様式5-1)
- (2) 収支決算書(様式5-2)
- (3) 支出の根拠を示す資料
- (4) 事業の実施状況や事業の成果を示す資料
- (5) その他参考となる資料

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合には、その内容の審査及び必要に応

じて行う現地調査により、補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第8条第1項の承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その内容を補助事業者に通ずるものとする。

（補助金の請求）

第12条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額の確定通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第6号）により、知事に補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の支払）

第13条 知事は、前条の規定による補助金の請求を受けた場合は、速やかにその内容を確認し、補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消）

第14条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）補助対象の要件を満たさなくなったとき。

（2）補助金の交付決定の内容、これに付した条件、その他この要綱又はこれに基づく知事の指示に違反したとき。

（3）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（4）補助事業の遂行ができないとき。

（5）補助事業を中止し、継続して実施する見込みがないとき。

（6）補助金を補助の目的外に使用したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第15条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助事業の当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（補助金の経理）

第16条 補助事業者は、補助事業に係る経理を他の経理と区分し、当該収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を交付決定の通知を受けた日の属する会計年度の翌年度から5年間、保存しなければならない。

（報告、検査及び指示）

第17条 知事は、補助事業を適正に実施させるため必要があるときは、補助事業者に対して補助事業に関し報告をさせ、又はその職員に書類若しくは補助事業の遂行状況を検査させることができる。この場合において、知事は、特に必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な指示をすることができる。

（事業成果のフォローアップ）

第18条 事業者は、補助事業の実施年度以降、補助事業の成果等について、知事から報告を求められた場合、それに応じるものとする。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月29日から施行する。

別表1（第4条の表の項目3関係）

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成2年5月24日法務省告示第131号。最近改正令和3年3月29日法務省告示第61号。以下「告示」という。）のうち、下記に定める活動に従事する者

告示における号	活動内容
9, 12号	インターンシップ
16, 17, 20, 21, 27, 28号	EPA看護師・介護福祉士候補者等
32号	外国人建設就労者
33号	高度専門職外国人の就労する配偶者（告示別表第5の1及び3に掲げる活動に限る。）
35号	外国人造船就労者
37号	情報処理に係る業務に従事する活動
42号	製造業外国従業員
46号	本邦大学卒業生

別表2（第4条の表の項目4関係）

区分	内容
謝金	講師謝金、専門家謝金等
旅費	講師旅費、専門家旅費等
事業経費	委託費、会場使用費、教材費、印刷費、消耗品費、通信費、運搬費等
その他	その他知事が必要と認める経費

ただし、次に掲げる経費は対象外とする。

- 1 振込手数料、各種添付書類の発行手数料、消費税及び地方消費税
- 2 補助事業に要したことが明確に区分できない経費
- 3 備品の取得に係る経費
- 4 申請者の事業所に所属する者に支払う謝金・旅費